

朝日税理士法人だより

知らないと損することもある！？期限がある相続手続き

相続の手続きには期限が決まっているものがあります。期限までに手続きを終えないと、思わぬ損失を被ることもありますので、必要な手続きを知って計画的に対処することが大切です。

1. 相続放棄 (3 か月以内)

「親や親族が亡くなって、財産を相続することになったが、財産よりも借金の方が多い」

そんな時は**財産も債務も一切承継しない (相続放棄)**という選択ができます。

相続放棄は家庭裁判所への申し出が必要で、相続の開始を知った日 (通常は亡くなった日) から**3 か月以内**に手続きしなければなりません。

相続放棄の手続きをしないと、原則として債務も当然に承継されますので、思わぬ借金などを負ってしまう可能性があります。

2. 被相続人の確定申告 (4 か月以内)

亡くなった方 (被相続人) が事業を営んでいた場合などは、確定申告をしなければならないことがあります。

これを**準確定申告**といい、期限は相続開始日の翌日から**4 か月以内**です。

3. 相続税の申告 (10 か月以内)

相続税申告についても期限があります。相続が発生し、被相続人の遺産が基礎控除額を超える場合には、相続開始日の翌日から**10 か月以内**に申告を行う必要があります。遺言書がない場合は、法定相続人全員による遺産分割協議の上、相続税の申告と納税をしなければなりません。

遺産分割協議には原則として期限がありませんが、相続税の申告期限内に遺産分割協議が整わない場合でも、法定相続分で財産債務を取得したものととして相続税申告をしなければなりません。申告期限までに遺産分割協議が整わない場合には適用することができない特例があります (※)。

代表的な特例は下記です。

- ・相続税の配偶者の税額の軽減
- ・小規模宅地等の特例 など

(※) 一定の手続きを行うことによって、分割協議が整った際に特例を適用できることがあります。

申告だけではなく、納税もこの期限内にしなければなりません。期限内に納税をしないと、遅延日数に応じた延滞税 (利子税) がかかってしまいます。

4. 相続税の還付請求 (5 年 10 か月以内)

土地の評価に誤りがあったり、相続税の計算が間違っていたりなどの理由により、相続税を納めすぎていた場合は、税務署へ請求することで相続税の還付を受けられる可能性があります。相続税の還付請求期限は、申告期限後 **5 年間**です。つまり「相続開始日の翌日から **5 年 10 か月以内**」が還付請求の期限となります。

5. 遺留分の請求 (1 年又は 10 年以内)

遺言書の内容が遺留分を侵害するものであった場合には、遺留分侵害額を請求することができます。

遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人に認められる最低限の遺産取得分のことです。侵害された相続人は侵害者に対して遺留分侵害額請求をすることができます。

遺留分侵害額請求権にも期限があるので注意が必要です。

遺留分侵害の事実を知ってから**1 年以内**に請求しなければ権利は消滅してしまいます。また、相続人が自身の遺留分が侵害されたことを知らずにいても相続開始から **10 年**で遺留分侵害額請求権は、消滅してしまいます。

6. 生命保険金の請求 (3 年以内)

被相続人が契約していた生命保険契約により指定された受取人は、死亡保険金を受け取ることができます。保険金請求権には**3 年**の時効があります。請求をせずに放置していると保険金を受け取れなくなることがありますので注意しましょう。

7. 終わりに

遺産相続の手続きには複雑なものが多く、思いのほか時間がかかり、気がつくとうりやうなこともあります。朝日ビジネスコンサルティンググループは、お客様のスムーズな相続をサポートいたします。 (文責：浅野晶子)

